

茅ヶ崎市立学校における部活動の活動方針

1 本方針策定の趣旨等

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との望ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大きな教育的意義を有するものとして、各学校の実情に応じて運営されている。

また、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒のスポーツや文化等への親しみを深めるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化等の振興にも大きく寄与してきた。

しかしながら、社会や経済の変化に伴い、生徒たちを取り巻く教育環境も大きく変化してきており、部活動においても、行き過ぎた活動による学習への影響、地域行事等への参加のしづらさ、スポーツ障害への懸念、教員の超過勤務などの課題が指摘されるなど、様々な観点から部活動の在り方の見直しが求められている。

国のガイドライン及び県の方針の趣旨を踏まえ、学校や地域の実情に応じた運営上の工夫を図り、各学校における部活動の持続可能な運営体制を構築する中で、本市の生徒の生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ態度を育むとともに、生徒のバランスの取れた健全な成長と教員のワークライフバランスの実現を図るため、「茅ヶ崎市立学校における部活動の活動方針（以下「本方針」）」を策定した。

国のガイドライン、県の方針並びに市及び市教育委員会の庁内検討会議関係団体へのヒアリング、茅ヶ崎市立学校における部活動の活動方針検討委員会等を踏まえ、本方針を改訂する。

備考：本方針では、教育課程外の学校教育活動として行われる部活動を「学校部活動」または「部活動」という。また、地域の運営団体・実施主体によって行われる地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動を「地域クラブ活動」という。

2 各学校の活動方針について

(1) 活動方針及び活動計画

校長は、本方針に則り、自校の「部活動に係る活動方針」を策定し、職員会議等で共通理解を図ることとする。

各顧問は、自校の方針に則った指導目標、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

校長は、活動方針、活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）について、保護者会や学校のホームページ等により家庭や地域への周知・理解を図るとともに、年度末には、活動の結果を踏まえて、次年度の取組に向けて改善を図っていくものとする。

(2) 基本的な考え方

①部活動は、生徒が普段の授業で体験し、興味・関心をもった知識や技能について深く追求するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができる場であり、部活動での成果を普段の授業で活かし、他の生徒に広めていくこともできる。よって、

生徒が様々な学びの場において、自らが意欲をもって活動に取り組むことができるよう、一人一人に対する個別指導や集団における雰囲気づくり等を心がけ、個々の生徒の良いところを積極的に見つけ、伸ばしていく肯定的な指導が望まれる。

- ②目標とする大会やコンクール等で、力を発揮させるための時期を「ハイシーズン」として、活動時間を確保する場合があるが、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保するなどして、生徒の疲労の蓄積を解消し、部活動に対する意欲の維持・向上を図ることが大切である。

(3) 体制

- ①校長は、学校教育目標を踏まえ、生徒数及び教員数、地域の実情等を考慮しながら、教員だけでなく、部活動指導協力者を積極的に活用したり、近隣中学校等との合同部活動による運営を検討したりするなど、生徒の安全の確保、教員の長時間労働の解消の観点から円滑に部活動が実施できるよう自校の部活動を設置する。
- ②校長は、部活動顧問会議や部活動担当教員を設けたりするなど、指導体制の組織化を図るとともに、生徒の心身の豊かで健やかな育成という部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の多様なニーズに応えるとともに、一人一人が自己実現できるよう努める。
- ③顧問は、担当顧問の方針のみでなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、地域や保護者と共通理解を図りながら運営していく。
- ④市教育委員会及び校長は、中学校体育連盟主催の大会等については、少子化等の影響に伴う部員数の減少により、自校の生徒だけでは大会等に参加できない場合には、合同部活動の体制を図ったりするとともに、教員の長時間労働解消のために、参加大会の精選を図ったりするなどの工夫を行う。
- ⑤市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(4) 経費

部活動の経費については、必要かつ最小限にとどめるよう運営の工夫に努めるとともに、会計報告を適切に行う。また、経費の徴収や執行の計画については、あらかじめ保護者に説明し、理解が得られるよう配慮する。

3 顧問等について

顧問は原則、複数の教員をもって充てる。顧問は「部活動に係る活動方針」の趣旨を踏まえ、自校の学校教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと、全教員と連携協力し、生徒の指導にあたる。

また、部活動指導協力者を学校に配置し、効果的に活用する。部活動指導協力者の任用にあたっては、その指導が生徒に与える影響が大きいことを鑑み、学校教育活動の一環である部活動の位置付け、生徒の発達段階に応じた効果的な指導、生徒の人格を尊重した丁寧な関わり方等に関する研修を定期的に行う。

4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進について

(1) 適切な指導の実施について

①部活動の実施にあたっては、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底するとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ適宜、支援及び指導・是正を行う。

②顧問、部活動指導協力者は、生徒の運動・文化芸術活動の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を培うとともに、技能の向上や大会等での成績等、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用について

顧問、部活動指導協力者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した、学校部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引等を活用して指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定について

成長期にある生徒のスポーツ障害や燃え尽き症候群を予防するとともに、学習、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、部活動を行うにあたっては、適切な休養日を確保することが必要である。また、休養日の設定は、次のとおりとする。

○週あたり平日1日以上、週休日及び祝日のうち、1日以上の完全休養日を設ける。

(1) 各部活動の大会やコンクール等の時期により、休養日を取ることが難しい場合は、別の週等に振り替えるなど、活動日、活動時間は週・月または年間を通して調整する。また、次に示す期間は、学校閉庁期間とし休養日とする。年末年始、お盆の時期

(2) 休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。

(3) 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えると同時に、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。

(4) 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合には、生徒のバランスの取れた生活や成長段階を考慮し、無理のない範囲の活動とする。

(5) 定期試験1週間前は原則休養日とする。

(6) 1日あたりの活動時間は、原則平日については2時間程度、週休日については、連続3時間程度とする。ただし、冬場など平日の活動時間が短い場合は、その分、休日等の活動日に振り替えることができる。その結果、休日等の活動は、1日の活動時間がある程度長時間になることも可とする。ただし、週あたりの活動時間が14時間程度となるようにする。

(7) これまで課業期間中の始業前に実施してきた朝練習は、年間を通して行わないものとする。

(8) 長期休業中の活動時間は、週休日と同様の扱いとし、原則、休養日は、土日に設定することとし、公式大会のみ振替扱いとする。

* 4週または5週に一度、各学校が定める書式における活動報告を校長に提出し校長は休養日が目標以下の実施であった部活動について、市教育委員会に報告する。

(4) けがや事故、熱中症等の防止について

- ①校長、顧問、部活動指導協力者は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に重点を置き、効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、過度の練習が障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないことを正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習の積極的な導入により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。
- ②けがや事故を防ぐためには、顧問の技術指導を高めることはもちろんだが、顧問が個々の生徒の発達段階や体力・技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない活動となるよう留意することが必要である。また、顧問はその日の環境条件や生徒の体調等を確認するとともに、生徒の体調が優れない場合において、顧問に申告しやすい雰囲気づくりを心がける。
- ③気象情報については、活動前及び活動中にも把握し、安全確保に努める。夏季における活動では、熱中症などの予防対策に努め、活動等の中止や延期、見直し等について適時適切に対応すること。空調設備のある室内以外においては、気象庁が発表する予報で茅ヶ崎市の暑さ指数（WBGT）が31℃以上（気温が35℃以上）の際は原則活動を禁止とする。
- ④自校で定めた最終下校時刻を守るとともに、施設・設備の定期的な安全点検を行うなど、生徒の防犯・安全に努める。

(5) 校外での活動について

校外での活動にあたっては、顧問が、日程、場所、対戦相手、移動方法等について、校長の承認を得て、事前に保護者へ連絡をする。

また、大地震（震度5弱以上）への対応については、平時より顧問・保護者間、保護者同士間の緊急時の連絡体制を整備し、保護者会等を通じて事前に周知しておく。

生徒は、大会や練習試合などについて保護者承諾のもと参加することとし、湘南地区（茅ヶ崎・寒川・藤沢・鎌倉）内の会場への移動においては、原則、教員による会場と学校間の引率を必要としない。

また、茅ヶ崎市内において、必要に応じて自転車を使用する際は、保護者から別紙「部活動における自転車等使用に係る届出」を受理し、保護者承諾のもと、学校長が交通安全指導を受けたと認める生徒の利用を承認する。

なお、学校は事前に生徒の移動方法を把握し、状況に応じた注意事項や緊急時の連絡方法等の安全指導を十分に行うこと。

5 体罰等不適切な行為の禁止について

体罰は学校教育法第11条で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反している行為でもあることから校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動の指導における体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を徹底する。

また、管理職の許可なく生徒とメール等のやり取りを行うことは、生徒との適切な距離感を保つ観点から禁止とする。さらに、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント

等、生徒の人権を侵害する不適切な言動についても、断じて許されない行為であり、それらを行わないための取組を徹底する。

6 保護者との連携について

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。そのため部活動を運営するにあたり、年間2回以上の部活動保護者会を実施する。また、定例の保護者会だけではなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、顧問の考えを伝える場を設けたりするなどして、保護者や地域の理解を得るよう努める。

7 部活動を理由とする就学指定校変更について【新中学1年生対象】

茅ヶ崎市では、小学校から1年以上続けてきたスポーツの部活動が、学区の中学校にない場合に限り、自宅から最も通学距離の近い中学校へ就学指定校の変更を行うことができる。

ただし、この制度は「この学校の部活動が強い」、「この指導者に教わりたい」などの理由により、自由に学校を選択できるものではない。

また、本制度は変更先の中学校において当該部活動に継続して参加することを前提としている。そのため、地域クラブ活動を主として活動し、学校の部活動への参加が限定的となる場合は、本制度の趣旨に沿わないため、対象とならない。

なお、この手続きができるのは新入学時のみで、中学校に入学してからの手続きはできない。対象者は、茅ヶ崎市在住で茅ヶ崎市立中学校に入学予定の小学6年生で、中学校入学前に、原則として1年以上そのスポーツにおいてチーム等団体に所属し、継続して行っている必要がある。柔道や硬式テニス等、茅ヶ崎市立中学校に部活動として設けられていないスポーツは、就学指定校変更の対象とはならない。

8 学校部活動の地域連携・地域展開について

中学生のスポーツ・文化芸術等活動の環境をめぐる状況は、地域や種目においても異なるため、地域連携や地域展開の在り方、その環境整備の方法などは、地域や種目の実情に応じて多様な方法が考えられる。このことから、学校部活動の地域連携・地域展開については、達成までの道筋を一律に定めず、地域・種目等の実情に応じて、段階的かつ柔軟に取り組んでいくことを基本とする。

①市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

②市及び市教育委員会は、関係部局と協力の上、スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術等の活動を推進する。また、市教育委員会は、顧問や外部の指導者等に対し、指導者の資質の向上を図るための研修等を実施する際、関係する団体に協力を依頼する。

③市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

9 学校単位で参加する大会の見直しについて

市教育委員会及び校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

10 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

なお、新しい活動方針への移行を円滑にするための一時的な特例措置として、次の事項について、旧規定を令和8年7月20日まで適用する。

- ・茅ヶ崎市内における自転車利用